

AIDSネットワーク横浜 ニュースレター



発行：特定非営利活動法人 AIDSネットワーク横浜

〒231-0015 横浜市中区尾上町 3-39 尾上町ビル 9F

TEL：045-201-8808 fax：045-201-8809

h p <http://www.netpro.ne.jp/any/> e-mail any@netpro.ne.jp

第 26 回総会のお知らせ 認定特定非営利活動法人 AIDSネットワーク横浜 日時 2018 年 5 月 26 日(土)13 時 30 分～ 会場 横浜AIDS市民活動センター

* 議案書を同封します。ご出席をお願いします。

* 欠席の場合、同封のハガキにて委任状を 5 月 25 日までにご提出ください。

お知らせ

☆ 昨年度、当団体へ寄付をいただいた方・・・ここにお名前を掲載し、感謝申し上げます。

市川由美子様 サンセット 21 ライオンズクラブ様 AIDS 予防財団様 加藤昇一様

北村勝彦様 (有) まるこ家具店様 田中誠司様 屋山鳩子様 ステイト工業様

北原美智子様 笹田照雄様 (有) 角平様 横浜商工会議所様 望月木材株式会社様

☆ 2018 年度 会費納入のお願い・・・同封の振込用紙をお願いします。

年度が替わりましたので、今年度の会員継続をしていただく時期となりました。

会費の納入は同封の振込用紙をお使いください。

払込先：ゆうちょ銀行

加入者名：NPO 法人 AIDS ネットワーク横浜

口座記号番号：00230-1-135371

会費：一般会員 6,000 円 学生会員 3,000 円 賛助会員 5,000 円

☆ 電話相談件数 3 月 58 件

第26期 AIDS ボランティア学校・電話相談員養成講座 受講生募集!

AIDS ボランティア学校は、電話相談員の養成、研修のための講座として始まり今年 26 年目を迎えます。HIV・AIDS について幅広い視点から学ぶ内容になっています。

ご参加をお待ちしています。1 講座のみの受講も可能です。

主催：横浜市認定NPO法人 AIDSネットワーク横浜

(横浜市から委託を受けて水：18～21 時・土：15～18 時 電話相談を行っています)

日時 次頁のプログラムを参照してください。

会場 横浜 AIDS 市民活動センター (中区尾上町 3-39 尾上町ビル 9 階)

8 月 5 日の講座は、神奈川県民センター (AIDS 文化フォーラム会場)

受講料 無料

申込み 下段の申込書に必要事項を記入し、FAX、Eメール、郵送でお申し込み下さい。

※本会ホームページからも申し込みができます。 定員：20 名

宛先：・FAX 045-201-8809

・Eメール any@netpro.ne.jp

・郵送の場合 〒231-0015 横浜市中区尾上町 3-39 尾上町ビル 9F

横浜 AIDS 市民活動センター内 AIDS ネットワーク横浜

問い合わせ：090-6157-1229 (留守電の場合は「ボラ学校」と連絡先を録音して下さい。こちらからご連絡いたします。)

第26期 AIDS ボランティア学校 受講申込書

氏名 (フリガナ)	住所									
()	〒									
受講希望の講座NOに○をつけて ください	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	全講座を受講します									
電話	FAX						e-mail			

* 受講申し込みをされたことで、受け付けは完了します。当日、会場にてお待ちしております。

第26期(2018年度) AIDSボランティア学校・電話相談員養成講座 プログラム

H I V・エイズを通して学ぶ性の健康～知ることから はじめよう！～

開催予定日	No.	時間	講師 および テーマ
7月7日(土) 横浜 AIDS 市民 活動センター	1	10:30~12:30	多様な性 安達 倭雅子 (“人間と性”教育研究協議会)
	2	13:30~15:30	H I V/A I D S の治療 小島賢一 (荻窪病院血液科 臨床心理士)
7月21日(土) 横浜 AIDS 市民 活動センター	3	10:30~12:30	H I V の検査 不安の解消も治療も検査から始まる 佐野 貴子 (神奈川県衛生研究所)
	4	13:30~15:30	H I V 陽性者の現状と課題 高久陽介 (日本H I V 陽性者ネットワーク・ジャパンプラス代表理事) H I V 感染当事者2名で対談・インタビュー (ケイタ&高久)
8/5(日) AIDS 文化フォーラム 会場: 神奈川 県民センター	5	10:00~12:00	H I V 感染者の分娩と未受診妊婦の問題 分娩にからむ社会的な問題の啓発に活躍 水主川 純 (東京女子医科大学講師)
	6	13:00~15:00	感染者・患者の生活とソーシャルワーカーの役割 感染者の生活を守る制度とその実際を 友田 安政 (横浜市大付属病院)
9月1日(土) 横浜 AIDS 市民 活動センター	7	10:30~12:30	感染者、患者の看護と介護 感染者の立場に立った看護・介護を進める 宮林 優子 (横浜市民病院感染症科看護師)
	8	13:30~15:30	やさしく S T I ・免疫・検査 堀尾吉晴 (A I D S ネットワーク横浜事務局長)
10月6日(土) 横浜 AIDS 市民 活動センター	9	10:30~12:30	カウンセリング講座 ① (話の聴き方、話し方) 座る場所一つでも話しやすさが違います 小島 賢一 (荻窪病院血液科 臨床心理士)
	10	13:30~15:30	カウンセリング講座 ② (電話相談では・・・) 顔が見えないからこそ心を開けることも 小島 賢一 (荻窪病院血液科 臨床心理士)

(敬称略)

また ふたたびの性教育バッシングをゆるさない すべての人に性の学びが今こそ必要

『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』は、若者のHIV・エイズの問題から世界中の英知を集めた包括的性教育の取り組みを提唱している

中野久恵

事実を曲解した古賀東京都議の都議会質問

2018年3月16日、東京都議会文教委員会において自民党古賀俊昭議員は、特定の中学校の特定の授業を取り上げて、質問を行いました。その内容には多くの問題点と誤謬があります。

古賀議員は、七生養護学校事件（2003年）裁判「こころとからだの学習裁判」の被告です。その判決は、2013年11月28日、最高裁が双方の上告を棄却することを決定し、東京高裁判決が決定し都議や都教委の行動の一部を違法としました。

古賀都議は、その判決を「わかりやすく言えば(自分は)99%勝っている」「肝心な点は、私たちの主張がほぼ100%認められた」と、自分が旧教育基本法第10条が禁じた「教育に対する不当な支配」に当たるとされ、他の都議や東京都と共に、総額210万円の賠償金の支払いを命じられ敗訴したことへの反省のかけらもない質問を行いました。

そして、「自分の性行動を考える」の授業の単元設定の理由を読み上げます。単元設定の理由は、若年層の性行動を伴う妊娠、人工妊娠中絶、性感染症の拡大などが社会問題になっている。全体の人工妊娠中絶の件数は減っているものの、十代の割合が高く、特に中学校を卒業すると急激に増えている現状である。若者の性行動をあおるような情報が氾濫する一方で、性に関する学習不足から、性交に伴う妊娠や性感染症に関する知識も自覚もない

というのが大きな要因と、現状認識が書かれています。それを読み上げたまま、「私は不適切な性教育の指導が行われているのではないかと思う」と述べ、都教委に回答を求め、都教委の「当該校の授業について課題があると考えている」「性に関する指導を総合的な学習の時間における人権教育の学習としているが、その根拠が不明確であり、教育課程上の位置づけに問題がある」「性交、避妊、人工妊娠中絶について扱い、中学校の発達段階にあわない内容、指導がされていた」「今後、指導する」との回答を引き出しています。

地域や生徒の実態を考慮した授業計画

この授業は、地域や生徒の実態を考慮して3年間で7時間の指導計画を立て研究者とも共同で構築してきたものです。このような質問が都議会で行われることは、現場の教員を萎縮させます。

2003年に行われた東京都議会での質問が全国に波及し、日本中に性教育バッシングの嵐が吹きました。その時は、「ペニス、ワギナ」の性器の名称を使用することへのバッシング、「性交」という用語は使用してはいけない。現在も、教科書では「陰茎、膣、性的接触」で記述されています。

性感染症の予防では、コンドームが有効であることも指導するようになっていますが、「性交」あるいは「セックス」という用語を使わずに子どもたちの理解が得られるのでし

ようか。また、今回は、中学3年生の学習ですが、学習指導要領の保健分野の中学1年の内容にないから「不適切」としています。学習指導要領は、七生の判決でも「一言一句が拘束力があるものではなく、抽象的ないし多義的で異なる解釈や多様な実践がいずれも成り立ちうるような部分等は、教育を実践するものの広い裁量にゆだねられている」としています。また、「教育委員会は、教員の創意工夫の余地を奪うような指示命令を行うことは許されない」ことも判決で述べています。

ふたたびの性教育バッシングはゆるさない

このことを受けて、一般社団法人“人間と性”教育研究協議会を中心として、4月6日に東京都教委への申し入れ、古賀都議への公開質問状、都議会各会派への申し入れ、記者会見を行いました。

そして、4月13日には、「すべての人に性の学びを～教育の自由を守り、包括的な性教育をゆたかに進めよう～」と題した4.13集会を多くの団体と共催し170名を超える参加者が集いました。

4.13集会アピール

■ 子ども・若者たちに、科学と人権、平等な関係性にもとづいた包括的性教育を！

① 古賀都議と都教委の教育実践への不当な介入に端を発した今回の事態は、日本の性教育が政治権力や行政などによって抑圧され、国際的な標準からはるかに遅れているという現状をあらためて示しました。

② 「学習指導要領に書かれていないことは教えてはならない」という硬直した姿勢では、子ども・若者の性をめぐる深刻な現状に立ち遅れるばかりです。その立ち遅れは、子ども・若者に、そして私たちの社会に、大きな不利益をもたらしています。

③ 子どもの最善の利益（『子どもの権利条約』）のために、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」等の国際的なスタンダードに学び、教育・福祉・医療等各方面の専門家や研究者、実践者の見識も取り入れ、「性教育の手引き」や学習指導要領の抜本的見直しと改善を実現しましょう。

④ 日本の子ども・若者たちに、「性の健康と権利」としての包括的性教育を豊かに保障するために、関係者の協力・共同を強めましょう。

今日の出会いが、草の根からの性教育復興のスタートとなることを期して。

AIDSネットワーク横浜の電話相談に寄せられる相談の中には、基礎的な性の知識がないことによる相談に多く出合います。例えば、性器の名称さえも言語化できない人がまれではありません。また、性行動による性感染症の不安は、相手との関係性によるものですが、相手とよりよい関係性をどう作るのかといった視点がない中での性行動を多く見受けられます。すべてのおとなにも性の学びは今こそ必要とを感じる日々です。日本の学校の性教育は、世界の標準からすれば20～30年も立ち遅れた状況になっています。学校を卒業して社会に出てきたおとなたちのセクシュアリティも貧しく豊かではないことは、セクハラ問題、援助交際、性暴力等にも見て取れます。

AIDSネットワーク横浜の出前講座での内容も依頼相手の学校と打ち合わせを行い、慎重にかつ、包括的な性の学びを生徒たちに届けたいという思いで実施しています。

今回のことを端緒に、子どもたちに、そして大人にも性の学びが必要であるということを強く訴えます。



2018年4月13日金曜日

すべての人に性の学びを～教育の自由を守り、包括的な性教育をゆたかに進めよう～4.13集会参加者一同

《さまざまなメディアが4月6日、13日の行動を取り上げ報道した・・・その一部の掲載》

2018・4・14

朝日新聞 社説
性教育

生徒を守るためにこそ

現実をふまえない現場介入はやめるべきだ。

東京都足立区の中学校が3月に、当時の3年生に性教育の授業をした。「産み育てられる状況になるまで性交を避けて」と説く趣旨だった。ところが一人の都議がこれを問題視して議会で質問し、都教育委員会が区教委を指導する事態になった。

学習指導要領にない「性交」「避妊」などの語句を使ったのは不適切だ。性交を助長する可能性があり、発達段階にふさわしくない——との理由だ。

的外れと言うほかない。

高校生になると人工妊娠中絶の件数が増えることは、厚生労働省の統計から明らかだ。16〜49歳を対象とした日本家族計画協会の意識調査では、「避妊法は15歳までに知るべきだ」と考える人が7割に及ぶ。卒業を控えた3月は、避妊の重要性

を教える適切な時期だ。

東京都と足立区だけの問題ではない。性教育のあり方を改めて考える機会にすべきだ。

たしかに中学の指導要領は性交を扱っていない。ところが、性感染症の防止にコンドームが有効なことは教えよと解説に書く。言葉を使わずに、どうやって理解させるというのか。

多くの国では義務教育の期間中に、もっと具体的に、わかりやすく教えている。オブラートに包んでいては、未成年の妊娠リスクの重さは伝わらない。

全国の公立高で妊娠・出産を理由とする自主退学が15〜16年度に674件あったことが、先ごろ報道された。うち32件は学校側の勧告によるという。

出産しても通学を続けられる環境を整えるのが教委と学校の務めであり、退学勧告が理不尽なのは言うまでもない。

同時に、早すぎる妊娠・出産が学業や進路の選択を狭め、貧困に陥る危険を高めることは、きちんと教えねばならない。自分を大切にするために、性に関する知識は欠かせない。

今回と似た事例が15年前にもあった。同じ都議らが旧都立七生養護学校の性教育を非難し、都教委は教諭らを「指導要領に反した」と厳重注意した。

その当否が争われた裁判で、東京高裁は都議や都教委の行動の一部を違法と判断。性教育一般についても、生徒らの意識や社会状況を踏まえ「従来に比べてより早期に、より具体的に指導することが要請される」との考えに理解を示している。

ネットで簡単に雑多な情報が手に入る時代だ。誤った、ゆがんだ知識から子どもたちを守るために、学校で正確な知識を授ける。それが大人の責務だ。

